

## 八、第4条第1項第9号(博覧会の賞)

政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)

### 1. 「博覧会」について

「博覧会」には、博覧会の名称を冠するものに限らず、例えば、見本市、品評会、コレクション、トレードショー、フェア、メッセ等の他の名称を冠したものも含む。

### 2. 「特許庁長官の定める基準に適合するもの」について

「特許庁長官の定める基準」は、平成24年特許庁告示第6号(下記参照)において示されており、これに適合するか否かにより判断する。

平成24年特許庁告示第6号(要件部分抜粋)

- 「一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
- 二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。
- 三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。」

#### (1) 上記一について

博覧会等の名称を冠した場合であっても、その目的が、単なる商品販売の一環としての百貨店や小売店等による各種の商品の即売会や絵画又は美術品等の展示会は、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

#### (2) 上記二について

例えば、以下(ア)から(ウ)の場合には、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(ア) 「開設地及び開設期間」について、(i)博覧会の開設会場の収容人数が極めて少ない場合、(ii)開催地が交通不便な地域である場合、あるいは、(iii)交通不便とはいえない地域であっても、例えば山岳地等の開催地であつて季節によっては交通不便となる期間に開催する場合。

(イ) 「出品者及び入場者の資格」について制限を設けている場合。ただし、開設の目

的、会場の規模その他正当な理由による場合は除く。例えば、(i)博覧会の出品物が「たばこ」「アルコール飲料」等であって、それらを展示し公衆の観覧及び購買する場合に入場者の年齢に制限を設ける場合、及び、(ii)開設会場が相当程度の収容人数がある場合であっても、入場者の安全性・利便性等を考慮して一定程度の制限を設ける場合等。

なお、出品者又は入場者から出品料又は入場料を徴収することは制限には当たらないものとする。

(ウ) 「出品者数」、「出品物の種類及び数量」について、博覧会の出品者数が極めて少ない場合又は限定されている場合のように、一般公衆への公開及び展示に供されることを目的とするものとは到底いえない場合。

### 3. 「同一又は類似の標章を有する商標」について

本号における類否は、博覧会で与えられる賞の権威の維持及び商品の品質又は役務の質の誤認防止の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に博覧会の賞と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。

### 4. 「その賞を受けた者」について

「その賞を受けた者」には、賞を受けた者の営業又は事業の承継人を含む。

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

#### ○商標審査便覧

16.01 出願時の特例の主張に係る取扱い

16.04 特許庁長官の定める博覧会の基準についての説明

89.03 博覧会の賞に関する情報提供について